



長野県報

10月14日(火)
平成20年
(2008年)
第2007号

目 次

条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（情報公開・私学課）	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（医療政策課）	4
食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（薬事管理課）	4
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	5
特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	6
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	7

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	7
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の施行期日を定める規則（廃棄物対策課）	7
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（廃棄物対策課）	7
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	55

告 示

平成20年10月6日成立した平成20年度補正予算の要領（財政課）	56
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	57
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康づくり支援課）	57
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	57
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	58

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	59
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	59
地方自治法に基づく平成19年度災害共済事業等の経営状況（管財課）	59
准看護師試験（医療政策課）	59
土地改良事業の施行の同意（農地整備課）	60
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	60

訓 令

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部改正（行政改革課）	61
--	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第34号）

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行いました。

- (1) 長野県職員定数条例
- (2) 長野県地方警察職員定数条例
- (3) 警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例
- (4) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例
- (6) 長野県立自然公園条例
- (7) 特定非営利活動促進法施行条例
- (8) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

2 この条例は、平成20年12月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、行政処分を受けた准看護師に対する再教育のための研修等の事務に係る手数料の額を定めました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 先般発生した食品による薬物中毒事業を踏まえ、食品等事業者が食品の安全性を確保するために公衆衛生上講ずべき措置の基準に、食品等に係る消費者からの健康被害に関する情報等について、保健所長等に速やかに報告すること等を追加しました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 温泉法の一部改正により、知事が温泉採取の許可等を行うこととされたことから、長野市に当該事務を移譲するほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成21年1月1日（一部については、公布の日）から施行します。

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 市町村又は長野県住宅供給公社が、公営住宅法第47条の規定により県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における管理の範囲及び権限を定めるとともに、公営住宅法施行令の一部改正により、県営住宅等の家賃の算出方法等が変更されることに伴い、県営住宅等の既入居者等の家賃の算出方法等について経過措置を定めました。

2 この条例は、平成21年4月1日（一部については、公布の日）から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の報酬の名称を議員報酬と改めるほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の制定に伴い、所掌する事務を追加しました。

2 この条例は、平成20年12月18日から施行します。

条例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第34号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(長野県職員定数条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

- (1) 長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号）第1条
- (2) 長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）
第1条
- (3) 警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例（昭和29年長野県条例第35号）第7条第1項
- (4) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第18条
- (5) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）第4条第5号

(長野県立自然公園条例の一部改正)

第2条 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項」を削り、同条第1号及び第4号中「において準用する民法第51条第1項の規定による書面（法人の設立の時に作成するものに限る。）並びに法」を「」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

- (15) 法第46条の2第1項ただし書の規定による理事数の減員の認可（社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされることとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療法人及び2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。（16）から（36）までにおいて同じ。）

開設する医療法人に係るものと除く。（16）から（36）までにおいて同じ。）

を

- 「
- (15) 法第44条第3項の規定による財団たる医療法人の名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法の決定（社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療法人及び2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。（16）から（32）まで及び（37）から（40）までにおいて同じ。）
 - (16) 法第46条の2第1項ただし書の規定による理事数の減員の認可

に、「(16)」を「(17)」に、

- 「
- (17) 法第46条の4第3項第4号の規定による報告の受理

を

- 「
- (18) 法第46条の4第5項の規定による仮理事の選任
 - (19) 法第46条の4第6項の規定による特別代理人の選任
 - (20) 法第46条の4第7項第4号の規定による報告の受理

に、「(18)」を「(21)」に、「(19)」を「(22)」に、「(20)」を「(23)」に、「(21)」を「(24)」に、「(22)」を「(25)」に、「(23)」法第55条第5項」を「(26) 法第55条第8項」に、

- 「
- (24) 法第63条第1項の規定による報告の微収及び立入検査
 - (25) 法第68条の規定により読み替えて適用される民法（明治29年法律第89号）第40条、第56条、第57条、第77条第2項及び第83条の規定による寄附行為の補完等

を

- 「
- (27) 法第56条の6の規定による清算人の届出の受理
 - (28) 法第56条の11の規定による清算結了の届出の受理
 - (29) 法第63条第1項の規定による報告の微収及び立入検査

に、「(26)」を「(30)」に、「(27)」を「(31)」に、「(28)」を「(32)」に、「(29)」を「(33)」に、「(30)」を「(34)」に、「(31)」を「(35)」に、「(32)」を「(36)」に、「(33)」を「(37)」に、「(34)」を「(38)」に、「(35)」を「(39)」に、「(36)」を「(40)」に、「(37)」を「(41)」に改め、同表の28の項中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改め、同表の44の項中「第44条において準用する民法第56条」を「第33条の6」に、「第80条において準用する民法第83条」を「第79条の2」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する

る法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第2条第1項中「公益法人等（）及び「をいう。」を削り、「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）」に、「公益法人等の」を「公益的法人等の」に改め、同条第3項第1号中「団体（）を「公益的法人等（）」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

情報公開・私学課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第35号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中

(1) 法第8条の規定による准看護師の免許	1 件	5,800円
-----------------------	-----	--------

を

(1) 法第8条の規定による准看護師の免許	1 件	5,800円
(2) 法第15条の第2項の規定による准看護師再教育研修	法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に係るもの	〃 46,000円
	法第14条第2項第2号又は第3号に掲げる処分を受けた者に係るもの	〃 87,000円
(3) 法第15条の第4項の規定による准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	〃	5,800円
(4) 法第16条の規定による准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付	〃	3,500円
(5) 法第16条の規定による准看護師再教育研修修了登録証の再交付	〃	4,200円

に、「(2)」を「(6)」に、「(3)」を「(7)」に、「(4)」を「(8)」に、「(5)」を「(9)」に、「(6)」を「(10)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医療政策課

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第36号

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1中

「13 管理運営要領の作成等

- (1) 施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底すること。
- (2) 定期的にふき取り検査、製品検査等により施設の衛生状態及び食品の取扱いの状況を確認し、必要に応じ管理運営要領の内容を見直すこと。」

を

「13 管理運営要領の作成等

- (1) 施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底すること。
- (2) 定期的にふき取り検査、製品検査等により施設の衛生状態及び食品の取扱いの状況を確認し、必要に応じ管理運営要領の内容を見直すこと。

14 情報の提供

- (1) 消費者に対し、法第3条第1項に規定する販売食品等の安全性に関する情報を提供すること。
- (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る消費者からの健康被害（医師により、その症状が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると診断された健康被害に限る。）に関する情報及び法の定める食品等に関する基準等に適合しない食品等に関する情報について、保健所長等に速やかに報告すること。」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第37号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の19の項中「第72条の3」を「第72条の4」に改め、同表の25の項中

- 「(1) 第10条後段（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による無許可行為に対する原状回復命令」

を

- (1) 第10条後段（第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による無許可行為に対する原状回復命令
- (2) 第14条の2第1項の規定による温泉採取の許可
- (3) 第14条の3第1項の規定による温泉採取の許可を受けた者の地位の承継の承認
- (4) 第14条の4第1項の規定による温泉採取の許可を受けた者の地位の承継の承認
- (5) 第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認
- (6) 第14条の6第2項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (7) 第14条の7第1項の規定による温泉採取のための施設等の変更の許可
- (8) 第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出の受理
- (9) 第14条の8第3項の規定による災害防止上必要な措置命令
- (10) 第14条の9第1項の規定による温泉採取の許可の取消し
- (11) 第14条の9第2項の規定による災害防止上必要な措置命令
- (12) 第14条の10の規定による災害防止上必要な措置命令及び温泉採取の停止命令

に、「(2)」を「(13)」に、「(3)」を「(14)」に、「(4)」を「(15)」に改め、同表の28の項中「第52条の2第6項」を「第52条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表の19の項及び28の項の改正規定は、公布の日から施行する。

薬事管理課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第38号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 共同施設の使用許可等（第25条）」を「第7章 共同施設の使用許可等（第25条）」に、「第7章の2」第7章の2 管理の特例（第25条の2）」を「第7章の3」に改める。

第7章の2を第7章の3とし、第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 管理の特例

（管理の特例）

第25条の2 知事は、法第47条第1項の規定により市町村又は長野県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該県営住宅又は共同施設の第2章から第4章まで、第6章、第7章及び第8章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するなどを除く。以下この条において同じ。）を当該市町村又は長野県住宅供給公社

に行わせるものとする。

- 2 前項の規定により市町村又は長野県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合において、知事に代わって行うことができる権限は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第5条の規定による入居の申請を受理すること。
 - (2) 第6条第1項本文若しくはただし書の規定により入居を許可し、又は同条第2項の規定により補欠入居選考予定者に順位を付すること。
 - (3) 第8条の規定により入居申込者に通知すること。
 - (4) 第9条第1項の規定による入居すべき日の指定をし、同条第2項の規定による入居すべき日の変更をし、又は同条第3項の規定により入居の許可を取り消すこと。
 - (5) 第13条第1項の規定による明渡しの日の認定をすること。
 - (6) 第15条第1項の規定による修繕又は費用負担の選択をすること。
 - (7) 第19条の規定による職員の指定をすること。
 - (8) 第23条第1項の規定により高額所得者に明渡しを請求し、又は同条第3項の規定により期限を延長すること。
 - (9) 第25条第1項の規定による使用の許可をすること。
 - (10) 第27条第1項の規定により検査をさせ、又は指示をさせること。

- 3 第1項の規定により市町村又は長野県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第2章から第4章まで、第6章、第7章及び第8章の規定の適用については、第3条、第4条第1項、第5条、第6条、第8条、第9条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項、第13条第1項、第19条、第23条第1項及び第3項並びに第25条第1項中「知事」とあるのは「市町村の長又は長野県住宅供給公社の理事長」と、第15条第1項及び第27条第1項中「知事」とあるのは「知事及び市町村の長又は長野県住宅供給公社の理事長」と、第23条第1項中「通知をした」とあるのは「通知を受けた」と、第27条第1項中「住宅監理員等」とあるのは「住宅監理員等及び知事の指定する職員」とする。

附則に次の4項を加える。

- 7 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正後の政令（以下「新令」という。）第2条の規定は、平成21年度以降の年度の県営住宅等（第2条の2第2号に規定する県営改良住宅を除く。以下同じ。）の毎月の家賃の算出について適用し、平成20年度の県営住宅等の毎月の家賃の算出については、なお従前の例による。
- 8 平成21年4月1日現に県営住宅等に入居している者で新令第2条の規定により算出した県営住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が同日前の最終の県営住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の県営住宅等の毎月の家賃は、新令第2条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

9 平成21年4月1日前に県営住宅等の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申請をした者に係る第4条第2項各号(第31条において準用する場合を含む。)に定める金額については、新令第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。第6条第1項ただし書(第31条において準用する場合を含む。)に規定する事由がある場合において同日前に県営住宅等の入居の申請がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅等の入居の申請をした者に係る第4条第2項各号(第31条において準用する場合を含む。)に定める金額についても、同様とする。

10 次に掲げる者に係る第20条第1項(第31条において準用する場合を含む。)に規定する毎月の家賃の額及び第22条第1項(第31条において準用する場合を含む。)に規定する収入の基準については、平成26年3月31日までの間は、新令第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 平成21年4月1日現に県営住宅等に入居している者
- (2) 平成21年4月1日前に第24条第3項(第31条において準用する場合を含む。)の規定による入居の申請又は法第44条第3項の規定による県営住宅等の用途の廃止の場合における入居の申請がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申請をした者

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則に4項を加える改正規定中附則第7項に係る部分は、公布の日から施行する。

住 宅 課

特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第39号

特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第10条」を「第7条」に改める。

第6条の前の見出し及び同条を削る。

第7条第4項中「報酬を」を「議員報酬を」に、「報酬額」を「議員報酬額」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項を第4項とし、同条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、「その」を「議会の議員の」に改め、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議会の議員に月額により支給する議員報酬は、別表第2に掲げる額とする。

第7条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(非常勤の特別職の職員の給与)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条 議会の議員で基準日に在職するものに対しては、それぞ

れ6月30日及び12月10日に期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 第4条の2第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給額について準用する。この場合において、同項中「又は死亡」とあるのは「、除名、死亡又は議会の解散による任期終了」と、「給料月額」とあるのは「議員報酬額」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「非常勤の職員のうち議会の議員以外の」を「前項に規定する」に改め、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

非常勤の特別職の職員のうち議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同表

職名	報酬
議会の議員	議長
	副議長
	議員

」を

職名	報酬
----	----

」に改め、

同表を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第6条関係)

職名	議員報酬
議長	988,000円
副議長	864,000円
議員	807,000円

(一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(長野県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 長野県特別職報酬等審議会条例(昭和39年長野県条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第4条 政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

第8条第1項中「第100条第13項」を「第100条第14項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総務課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第40号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第22号を同条第23号とし、同条第21号を同条第22号とし、同条第20号を同条第21号とし、同条第19号の次に次の1号を加える。

(20) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

警務課



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第42号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「観光企画課」を「病院事業局、観光企画課」に、「課長」を「課長（病院事業局の次長を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「課に」を「局及び課に」に改める。

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第43号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の施行期日を定める規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の施行期日は、平成21年3月1日とする。

廃棄物対策課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第44号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等（第2条—第6条）

第2節 排出事業者等の講ずべき措置（第7条—第13条）

第3章 再生利用業者の指定（第14条—第21条）

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等（第22条—第25条）

第2節 事業計画協議（第26条—第43条）

第5章 雜則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等

（産業廃棄物の処理等に関する基準）

第2条 条例第6条の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。

ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。
イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

(2) 産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。

（木くずの保管期間）

第3条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物の処理施設において、処分又は再生のための保管を行う場合

(2) 容器を用いて保管する場合

(3) その他知事が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合

（木くずチップの保管期間）

第4条 条例第8条第2項の規則で定める期間は、180日とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 容器を用いて保管する場合

(2) 畜産業を営む者が、畜産業の用に供するため保管する場合
（木くずチップの保管に関する基準）

第5条 第2条第1号及び第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」とい